

越前市と〇〇〇との間における環境保全協定書

越前市環境基本条例に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境を保全し、よりよい環境を次の世代に引き継ぐため、越前市長（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が越前市〇〇〇にて行う事業活動に関し、次のとおり環境保全協定を締結する。

第1章 総則

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、人の健康が保護され、生活環境、自然環境に配慮した適正な環境保全活動を推進し、地球温暖化防止等地球全体の環境問題にも寄与するため、信義を重んじ誠実にこの協定に定める事項及び法令等を遵守する。

（基本的姿勢）

第2条 甲及び乙は、環境保全のための施策について、越前市内の乙の事業所周辺地域住民（以下「周辺住民」という。）の意見を尊重しながら実施するものとする。

第2章 環境の維持及び向上のための基本的方向

（連携）

第3条 甲及び乙は、それぞれの役割を認識し、また相互に連携を保ちながら基本理念に則した活動に取り組まなければならない。

（環境への負荷の低減）

第4条 乙は、事業活動に伴う環境への負荷が極力少なくなるよう、省エネルギー活動の推進など継続的な改善に努力するものとし、甲はそれを適切に指導するものとする。

（環境向上に向けての努力）

第5条 甲及び乙は、基本理念にのっとり、周辺住民と協力しつつ、環境の維持及び向上への先導的な取組を積極的に行っていくよう努めるものとする。

第3章 環境保全活動

（環境保全活動の総合的推進）

第6条 乙は、基本理念にのっとり、環境保全の向上に寄与する技術の導入、生活環境、自然環境及び地球環境保全への取組みの充実、甲が行う環境施策への協力並びに周辺住民が行う環境保全活動への参加など、総合的視点に立った環境活動を行うものとする。

（環境教育の推進）

第7条 乙は、従業員及び取引業者等に対する環境教育の推進に努めなければならない。

（環境への影響の把握）

第8条 乙は、必要に応じて調査を行い、事業活動による環境影響の把握に努めなければならない。

（具体的環境保全対策等）

第9条 環境保全に関する乙の具体的対策及びこの協定の実施に関し必要な事項は、別に細目協定

で定める。

(管理体制の整備)

第10条 乙は、施設の適切かつ十分な管理体制を整え、環境保全活動に努めるものとする。

2 乙は、この協定及び管理体制を所管する環境保全管理者を選任し、甲に書面で届け出るものとする。また環境保全管理者を変更した場合も同様とする。

(監視測定等)

第11条 乙は、法令に基づく測定を行うほか、環境保全細目協定に定める監視測定を実施するものとする。

2 乙は、監視測定結果を速やかに甲に報告するとともに、その記録を5年間保管しなければならない。ただし、乙がISO14001認証又は認定審査登録機関が認定するISO14001認証と同等と認められるものに係る認証もしくはエコアクション2.1認証、KES認証又はエコステージ認証(以下「ISO14001認証等」という。)を取得したときは、年間の測定結果を文書にまとめ提出することができるものとする。ただし、甲から測定結果の報告を求められたときは、乙は随時これに応じなければならない。

3 乙は、前項の監視測定結果について、周辺住民の代表者から公表の申し出があった場合は、これに応じなければならない。

(周辺住民への対応)

第12条 乙は、環境に関する周辺住民の問い合わせ等に迅速に対応するとともに、必要に応じ、説明会を開催するなど、乙の事業活動についての周辺住民の理解を得るよう努めるものとする。

(事前協議)

第13条 乙は、施設の新設、増設及び改造並びに事業内容の変更等環境への影響が予想される事業活動を行う場合にあつては、事前に甲及び周辺住民の代表者と協議し理解を得たうえで、その変更等工事着手の30日前までに甲に届け出なければならない。ただし、乙がISO14001認証等を取得したときは、年間の変更等を文書にまとめ提出することができるものとする。

(調査及び公表)

第14条 甲及び周辺住民の代表者は、必要に応じ、乙の施設に立入調査することができる。

2 甲は、必要に応じ前項及び第11条第2項の報告により知り得た調査結果及び監視測定結果を、周辺住民等に公表できるものとする。

(環境マネジメント取得事業者に係る環境報告書の作成及び報告)

第15条 乙がISO14001認証等を取得したときは、次に掲げる方針、記録類及びその他活動等の事項を記した環境に関する報告書を作成し、甲に提出するものとする。変更等がある場合は、年度当初に作成し甲に提出するものとする。

(1) 環境方針

(2) 従業員等の環境教育訓練の実施記録

(3) 環境保全組織(組織図)

(4) 生活環境保全・自然環境保全・省エネルギー活動等地球温暖化防止活動記録

(5) 法規制の調査と評価記録

(6) その他の環境保全活動

(公害発生時等の対応)

第 16 条 甲・乙調査の結果、公害の発生の恐れが生じ、又は発生していることが判明した場合にあっては、乙は甲の指示に従い、乙の責任において速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の規定による対策によっても、現に人の健康・生活環境又は自然環境が損なわれると判断したときは、必要な措置を指示するものとし、乙はその指示に従わなければならない。
(事故に関する対応)

第 17 条 乙は、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事故（以下「事故」という。）に適切に対処するため、環境保全上必要な施設の整備及び訓練を行わなければならない。

2 乙は、事故が発生したときは、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに甲及び周辺住民の代表者にその状況を報告しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に対し事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを指示したときは、乙はこれに従わなければならない。

4 甲は、前項に基づく乙の措置が完了し安全が確保できるまでの間、乙の施設等の操業の停止を指示することができる。

5 乙は、事故の原因の究明を行い、その結果等を文書にて甲及び周辺住民の代表者に報告しなければならない。
(違反時の措置)

第 18 条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、乙に対し施設の点検等の必要な措置をとること、又は違反状態が解消されるまでの間、当該違反に係る施設等の操業の全部もしくは一部の停止の指示をすることができる。

(無過失損害賠償責任)

第 19 条 乙は、乙の事業活動により公害が発生した場合又は生活環境上の障害が生じた場合で、その発生原因が乙によるものと甲が判断したときは、その被害の程度に応じて損害を賠償し、又は適切な措置を講じるものとする。

第 4 章 雑則

(地位の承継)

第 20 条 乙は、施設等の全部又は一部を譲渡し又は貸与しようとするときは、協定上の地位を継承させるように必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第 21 条 乙は、その事業活動に起因する苦情を周辺住民より受けたときは、関係施設の点検実施など、誠意をもってその解決に努めるものとし、必要に応じ、関係項目に係る監視測定を直ちに実施しなければならない。

(協定の改定)

第 22 条 この協定に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び周辺住民の代表者いずれかにより、その改定を申し出ることができる。この場合において、甲又は乙は誠意をもってこれに応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第 23 条 この協定に定めた事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び周辺住民の代表者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定書は、締結の日から適用する。
- 2 年 月 日付け と の間における公害防止協定書（以下「旧協定書」という）は、これを廃止する
- 3 この協定締結の日以前に生じた事項については、旧協定書を適用するものとする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び立会人（周辺住民の代表者）において記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 越前市府中一丁目 1 3 番 7 号
越前市長

乙 越前市

立会人 越前市
(周辺住民の代表者)
町区長

環境保全細目協定書

越前市長（以下「甲」という。）と△△（以下「乙」という。）は、 年 月 日締結した「環境保全協定書」（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、次のとおり環境保全細目協定書を締結する。

（具体的環境保全対策等）

第1条 乙は、環境保全に関する具体的対策については、次の各号に定めるところにより措置するものとする。

(1) 大気汚染防止対策

法及び条例規制値を遵守すること。

(2) 水質汚濁防止対策

ア 排水口における排水温度は、30℃又は気温のいずれか高い方を越えない水温とする。

イ 排水の色相等については、環境に著しい影響を及ぼさないものとし、透視度は30度以上とする。

ウ 事業所排水口における排水の汚濁物質等の許容限度は、次表に掲げる数値とする。

汚濁物質項目	許容限度
水素イオン濃度	
生物学的酸素要求量（BOD）	mg/l以下
浮遊物質（SS）	mg/l以下
その他の有害物質等	法及び条例規制値等を遵守

エ 排水量は、低減に努めるものとする。

オ 排水口は、水質測定のための採水が可能な構造とする。

(3) 騒音防止対策

事業所敷地境界において維持すべき騒音の大きさは、次表に掲げる数値以下とする。

時間帯	騒音の大きさ（単位：デシベル）
午前6時～午前8時	
午前8時～午後7時	
午後7時～午後10時	
午後10時～翌日の午前6時	

(4) 振動防止対策

事業所敷地境界において維持すべき振動の大きさは、次表に掲げる数値以下とする。

時間帯	振動の大きさ（単位：デシベル）
午前6時～午後10時	
午後10時～翌日午前6時	

(5) 悪臭防止対策

事業所から発生する悪臭については、周辺住民が不快を感じないと認められる程度とする。

(6) 地下浸透防止対策

乙は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質について、関係法令に定

める基準を超えて地下に浸透させないように措置する。

(7) 廃棄物の取扱

乙は、廃棄物の取扱いにあたっては、関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項について留意するものとする。

- ① 収集・運搬・積替保管・処分にあっては、飛散・流出・地下浸透・悪臭の発生が生ずることのないようにすること。万一事故が発生した場合、敷地外へ流出しない構造とすること。
- ② 再生利用に極力努めることとし、再生利用できない廃棄物の処分については、法の規定を遵守すること。

(8) 省エネの推進とグリーン購入

乙は、事業所で使用するエネルギーの削減に努めるとともに、物品の購入及び使用にあたっては、環境への負荷の少ないものの選定に努めること。

(監視測定)

第2条 監視測定にあたっては、別表1から別表5までに掲げるところにより行うものとする。

2 前項に掲げる項目のほか、汚染の拡大のおそれがある場合、甲の指示する項目についても測定しなければならない。

(事前協議)

第3条 協定第13条に定める事前協議にあたっては、第1条に定める基準を超えないよう対策を講じるものとする。

(改善時における協定の遵守)

第4条 乙は、公害防止施設の修繕又は改善の期間中においても、この協定を遵守しなければならない。

附 則

1 この細目協定書は、締結の日から適用する。

この細目協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人（周辺住民の代表者）において記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 越前市府中一丁目13番7号
越前市
越前市長

乙 越前市

立会人 越前市
(周辺住民の代表者)
町区長

別表 1 大気汚染に係る測定

項目	測定方法	測定回数
ばい煙、粉じん等	法・条例等に定める方法	1年に1回以上

別表 2 水質汚濁に係る測定

項目	測定方法	測定回数
水温	JIS K 0102	3月に1回以上
透視度	JIS K 0102	3月に1回以上
P H	排水基準を定める省令の規定に基づく 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法	3月に1回以上
B O D		3月に1回以上
S S		3月に1回以上
その他の有害物質等	法・条例等に定める方法	1年に1回以上

別表 3 騒音に係る測定

測定場所	測定時間帯	測定方法	測定回数
工場敷地境界線 東西南北4地点	甲が指示する時間帯	JIS Z 8731 に定める方法	1年に1回以上

別表 4 振動に係る測定

測定場所	測定時間帯	測定方法	測定回数
工場敷地境界線 東西南北4地点	甲が指示する時間帯	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（備考第4～第6）に掲げる方法	1年に1回以上

別表 5 その他に係る測定

項目	測定方法	測定回数
廃棄物の排出量及びリサイクル率 ※	資源区分ごとの月別排出量及びリサイクル率	四半期ごとの記録（累計）
エネルギー消費量	電力・燃料等区分ごとの月別消費量	四半期ごとの記録（累計）

リサイクル率：資源化量 / (廃棄物処分量 + 資源化量) × 100

(資源化量：廃棄物発生総量のうち再生リサイクルに回せた分量)

(廃棄物処分量：廃棄物発生総量のうち埋め立て又は焼却処分に回した量)